

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案について

弁護士 山下 幸夫
(東京弁護士会所属)

I カジノの合法化について

- 1 賭博罪が賭博行為を一律に違法としており、その例外を認めるには相応の合理性がなければならない。

競輪、競馬などの公営ギャンブルの合法化についても議論があるが、収益の主体を官もしくはそれに準ずる団体に限定し、収益の用途を公益性のあるものに限定するなど、厳しい規制の下でかろうじて合法化されていると言える。

これに対して、今回の法案は、民間事業者が設置・運営することが前提とされている点で（法案2条1項）、公営ギャンブルと同視することはできないことは明らかである。

- 2 合法化を認めることができる判断枠組みとしては、民主党法務部門会議による5月18日付意見書が指摘する8つの項目はいずれも妥当と考えられる。

すなわち、①目的の公益性、②運営主体の性格、③収益の扱い、④射倖性の程度、⑤運営主体の廉潔性、⑥運営主体への公的監督、⑦運営主体の健全性、⑧副次的弊害の防止の各項目について、総合的に考慮して、慎重な判断が求められると考えられる。

本法案10条において、政府が必要な措置を講じるものとして、上記の⑤や⑧に関する事項やその他の事項を定めることが予定されているが、カジノ施設関係者についての許認可は、別の法律の定めるところにより、カジノ管理委員会が行うことになっているが、この「別の法律」がいかなる定めをすることになるのかを定める実施法についての検討を先送りしたまま、推進法だけを先に成立させることは問題である。

- 3 運営主体が民間事業者であることが前提とされていることから、営利を追求することを目的とする民間企業に対して公益目的を求めることにはそもそも無理があるし、収益の扱いについても、民間事業者である以上、少しでも多くの利益をあげようとする事との衝突が生じるおそれがある。また、営利である以上、ある程度の射倖性を追求することは避けられないのではないかと疑問がある。

先日のコンプガチャ問題で、青少年に対する射倖性の行き過ぎが消費者庁から指摘されたところであり、青少年との関係での射倖性の程度については慎重な判断が求められる。

さらに、カジノ産業が巨大な利権化することが予想されることから、利権をめぐる紛争や天下りなどが起きる可能性もある。

運営主体から反社会的勢力の影響をいかに排除するかについても、暴力団排除条例が全国で施行されている状況を踏まえて検討しておく必要がある。

- 4 カジノ管理委員会は内閣府の外局とされるが（法案11条）、民間事業者を規制する組織として、民間に対する規制の在り方としては強力すぎるのではないかなど、このような形態が果たして適当なのかについても疑問がある。
- 5 カジノを合法化するためには、当然に、国民の理解があることが前提と言える。昨年の3. 11の東日本大震災の後、早期の被災地の復興を求める声がある中で、「なぜ、今カジノなのか」という国民の意識にどのように応えるのかが問題となる。
- 6 全体として、今回の法案には、検討すべき課題が山積しており、更なる議論を尽くす必要であり、このままでは、本法案に対しては反対せざるを得ない。

II 波及効果について

海外では、オンライン・カジノの合法化が進んでいると言われる。特に、アメリカにおいては、2006年にオンラインギャンブルを禁止する法律が成立したが、昨年12月に司法省がオンライン・ギャンブル禁止法案の解釈を変更し、オンライン・ギャンブルを可能であると方針転換し、今年中に、オンライン・ギャンブルが合法化される州が出てくると予想されている（新 清士「米国発「オンラインカジノ合法化」のインパクト、日本経済新聞オンライン版2012/5/16 7:00）。

今回の法案は、施設型のカジノを認めるものであるが、今後、オンライン・カジノがなぜ日本では認められないのかという議論が出てくるものと思われる。

以上